



大阪労働局発表
平成25年1月31日

大阪労働局労働基準部監督課

電話番号 06-6949-6490

平成24年における司法処分状況について

～62件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送致～

大阪労働局（局長 森岡雅人）は、平成24年（1～12月）の司法処分の状況（大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

○司法処分件数	62件（対前年比 ▲6件 ▲9%）
○法令別件数	
労働基準法等違反	21件（対前年比 ▲4件 ▲16%）
労働安全衛生法違反	41件（対前年比 ▲2件 ▲5%）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）している。今般、大阪労働局における平成24年の司法処分状況を取りまとめたものである。

※ 労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 司法処分件数 [表1参照]

平成24年の司法処分件数は62件で、前年の68件から6件(約9%)減少した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の司法処分件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が21件、労働安全衛生法違反事件が41件である。
- ・ 昨年と比較して労働基準法等違反事件の件数は4件(約16%)減少し、労働安全衛生法違反事件は2件(約5%)減少した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が13件、「解雇」が2件等となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「墜落等危険防止」が17件、「機械等危険防止」が8件、「作業主任者の選任等」及び「労災かくし」が5件等となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、建設業が最も多く24件で、次いで製造業が14件等となっている。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では21件中15件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、41件中32件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

司法処分件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは15件(24%)である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押及び検証等の強制捜査を実施している。平成24年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は3件である。

2 特徴

- ・ 平成24年は、昨年と比較して、労働基準法等違反事件、労働安全衛生法違反事件ともに微減となった。
- ・ 労働安全衛生法違反事件のうち、墜落等危険防止に関する事件が大幅に増加した。
- ・ 業種別では、建設業で4件増加した。

3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、法違反の是正を行わない企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、引き続き司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

		平成22年	平成23年	平成24年(前年比)
総件数		67 100%	68 100%	62 (-6) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	10	15	13
	解雇 (労働基準法第20条)	2	4	2
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	3	1	1
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	10	0	2
	その他	4	5	3
	計	29 43%	25 37%	21 (-4) 34%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	21	15	8
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	3	9	5
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	8	8	17
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	1	8	5
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	3	3	0
	その他	2	0	6
	計	38 57%	43 63%	41 (-2) 66%

注1: 主たる送検条文により集計。

注2: 法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

表 2 業種別件数

	平成22年	平成23年	平成24年
製造業	21 32%	25 37%	14 23%
建設業	12 18%	20 29%	24 39%
運輸交通業	7 10%	4 6%	3 5%
商業	9 13%	3 4%	4 6%
その他	18 27%	16 24%	17 27%
総件数	67 100%	68 100%	62 100%

表 3 端緒別件数

	平成22年			平成23年			平成24年		
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計
告訴・告発	18	1	19	19	0	19	15	0	15 (24%)
告訴・告発以外	11	37	48	6	43	49	6	41	47 (76%)
(うち、重大な労働災害)	(1)	(26)	(27)	(1)	(24)	(25)	(1)	(32)	(33)
総件数	29	38	67	25	43	68	21	41	62 (100%)

表 4 強制捜査件数

	平成22年	平成23年	平成24年
総件数 ※	67 100%	68 100%	62 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	6 9%	2 3%	3 5%

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。

平成 24 年 司法処分事例

I 労働基準法等違反事件の事例

事例 1 賃金不払残業（サービス残業）

大阪市淀川区内に本社を置き、京阪神で飲食店を経営していた飲食業者が、時間外労働をさせながらも割増賃金の不払いを行っていたもので、岸和田市内の店舗の労働者計 5 名に対する 3 か月分の割増賃金合計約 100 万円の不払について立件したものの。

（労働基準法第 37 条違反）

※ 労働基準法第 37 条第 1 項

「使用者が、前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、・・・その時間の労働については、2 割 5 分以上・・・の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。」

事例 2 労働時間・休日等（時間外労働・休日労働協定の限度超え）

貝塚市内のバス業者が、労働基準法第 36 条に基づく時間外労働・休日労働に関する労使協定の範囲を超えて、労働者を運転業務に就かせたものの。

（労働基準法第 32 条・第 35 条違反）

※ 労働基準法第 32 条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。」

※ 労働基準法第 35 条

- 1 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。
- 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。」

※ 労働基準法第 36 条第 1 項

「使用者は、・・・協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、・・・その協定の定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」

Ⅱ 労働安全衛生法違反事件の事例

事例 1 機械等危険防止

八尾市内の金属製品製造業者が、フォークリフトのパレットに労働者を乗せ、工場内天井の電球の交換作業を行わせていたもの。労働者は墜落し、死亡するという災害が発生した。

(労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 151 条の 14 違反)

※ 労働安全衛生法第 20 条

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備・・・による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険

※ 労働安全衛生規則第 151 条の 14

「事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。」

事例 2 作業主任者の選任等

大阪市生野区内の金属プレス製品製造業者が、労働者にプレス作業を行わせるに際し、プレス機械作業主任者にプレス機械及びその安全装置の切替キースイッチのキーを保管するという法定の職務を行わせなかったもの。安全装置が無効な状態で作業中の労働者が右手の指を切断するという災害が発生した。

(労働安全衛生法第 14 条、労働安全衛生規則第 134 条違反)

※ 労働安全衛生法第 14 条

「事業者は、・・・労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、・・・作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の・・・事項を行わせなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第 134 条

「事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 1 プレス機械及びその安全装置を点検すること。
- 2 プレス機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- 3 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。
- 4 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。」

事例3 墜落等危険防止

大阪市住吉区内の建設業者が、東大阪市内の工場改修工事現場において、労働者にスレート屋根上で作業を行わせるに当たり、幅 30 センチメートル以上の歩み板を設ける等スレートの踏み抜きによる墜落を防止するための措置を講じなかったもの。労働者がスレートを踏み抜き、約 5 メートル下に墜落し、死亡するという災害が発生した。

(労働安全衛生法第 21 条第 2 項、労働安全衛生規則第 524 条違反)

※ 労働安全衛生法第 21 条第 2 項

「事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所・・・等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

※ 労働安全衛生規則第 524 条

「事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。」